

**みつはし社会保険労務士事務所**  
社会保険労務士 三橋 知香枝  
〒158-0092 東京都世田谷区野毛 2-25-11  
TEL : 050-3702-7733 FAX : 050-3730-2054  
M a i l : mitsuhashi@setgaya-sr.tokyo  
http://setagaya-sr.main.jp/

今月のテーマ

- 新型コロナウイルス関連情報

## 労働者を休ませる場合の措置 休業手当とは

事業主の責めに帰すべき事情により、労働者を休業させた場合には、休業手当として平均賃金の60%を支給しなくてはならないこととされています（労働基準法26条）。

事業主の責めに帰すべき事情とは、民法第536条2項に規定されている過失責任よりも広いものと解され、事業者側に起因する経営上の障害を含むものとされています（ノースウェスト航空事件・最判昭和62年7月17日）。

事業主の責めに帰すべき事情に該当する例としては以下のようなものが該当します。

- ・ 経営障害（不況、資金難、材料不足等）による休業（昭和23年6月11日基収1998号）
- ・ 新規学卒採用内定者の自宅待機（昭和63年3月14日基発150号）
- ・ **本人には症状がなく労働可能であるが、周囲に伝染病感染者がいたため、使用者の自主的判断で休業させる場合。**

※参考 新型インフルエンザ（A\_H1N1）に関する事業者・職場のQ&A（平成21年10月30日）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/21.html>

一方で、天変地異などの不可抗力にともなう休業の場合には、事業主の責めに帰すべき事情による休業とは解されないため、休業手当の支給が免れることになります。

事業主の責めに帰すべき事情に該当しないとされた例としては次のようなものが挙げられます。

- ・ 東北地方太平洋沖地震の被害・影響により、計画停電が実施される場合に伴う休業
- ・ 労働安全衛生法の規定による健康診断の結果に基づいて行った休業（昭和23年10月21日基発1529号、昭和63年3月14日基発150号）
- ・ **労働者が新型インフルエンザに感染し、医師の指導により休業する場合における、医師の指導範囲を超えた日数の休業。**
- ・ 事業所において大規模な集団感染が疑われるケースなどで、保健所等の指導により休業させる場合。

## 新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させた場合の措置

現時点（2020年3月1日現在）では、次のように取り扱うこととされています。

新型コロナウイルスに感染しており、都道府県知事が行う就業制限により労働者が休業する場合、「使用者の責めに帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられるため、休業手当を支払う必要はありません。

ただし、感染が疑われる方を休業させる場合は、「帰国者・接触者相談センター」での相談結果を踏まえ、職務の継続が可能であると判断された場合に、使用者の自主判断で休業させた場合には、「使用者の責めに帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。

また、労働者が発熱などの症状があるため自主的に休んでいる場合は、通常の病欠と同様に扱います。

一方で、発熱などの症状があることのみをもって一律に労働者に休ませる措置をとる場合のように、使用者の自主的な判断で休業させる場合は、「使用者の責めに帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。

	使用者の責めに帰すべき事由	休業手当	備考
感染者	該当しない	不要	
感染が疑われる者	該当する	必要	行政の判断により就業可能とされた場合
労働者による自主的な休業	—	—	通常の病欠と同様に扱う



## 新型コロナウイルス感染症によって、事業の休止等を余儀なくされた場合の措置

使用者の責めに帰すべき事由による休業（休業手当の支払う義務あり）に該当するか否かの判断は、使用者としての休業回避のための具体的努力等を総合的に勘案し、個別に判断されることになります。



## 新型コロナウイルス感染症対策に付随し新たに設けられた助成金

今般の新型コロナウイルス感染症対策として、新たに助成金が設けられる見通しです。  
現時点で公表されている助成金としては、次の通りです。

### ■新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた雇用調整助成金の特例

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた 事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者 の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。特例として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主も助成の対象となる場合があります。

### ■新型コロナウイルス感染症に係る時間外労働等改善助成金

#### 【テレワークの特例コース】

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主に支給される助成金

#### 【職場意識改善の特例コース】

新型コロナウイルス感染症対策として休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に支給される助成金

### ■小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金。